

(第一類 第二号)

第十五回国会 人事委員会 議 録 第八号

(二〇二)

昭和二十七年十二月十二日(金曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

委員長 有田 二郎君

理事 植木庚子郎君 理事 丹羽喬四郎君

理事 竹山祐太郎君 理事 受田 新吉君

理事 森 三樹二君

濱田 幸雄君 生悦住貞太郎君

小島 徹三君 松野 孝一君

池田 禎治君 加賀田 進君

小松 幹君 館 俊三君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義九君

人事院総裁 淺井 清君

人事院事務官(事務総局給与局長) 瀧本 忠男君

人事院事務官(大官房審議室長) 久田 富治君

事務代理 大藏事務官(主計局長) 正示啓次郎君

大藏事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

委員外の出席者 專門員 安倍 三郎君

十二月十一日

公務員の給与引上げ等に関する請願

外二件(前田榮之助君紹介)(第六四九号)

同(中曾根康弘君紹介)(第六八一号)

同(安平鹿一君紹介)(第七〇二号)

同(加賀田進君紹介)(第七〇四号)

同外一件(田原春次君紹介)(第七〇六号)

高田市の地域給引上げの請願(塚田十一郎君紹介)(第六五〇号)

第一類第二号 人事委員会議録第八号

昭和二十七年十二月十二日

白河市の地域給引上げの請願(鈴木義男君紹介)(第六五一号)

同(白石正明君紹介)(第六五二号)

東金子村の地域給引上げに関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第六五三三三)

中郷村の地域給引上げに関する請願(山田彌一君紹介)(第六五四四)

中村町の地域給引上げに関する請願(高木松吉君紹介)(第六五五五)

同(鈴木直人君紹介)(第六五九三三)

山口村の地域給引上げに関する請願(熊谷憲一君紹介)(第六五六六)

古川村の地域給引上げに関する請願(山崎巖君紹介)(第六五七七)

坂戸町の地域給引上げに関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第六五八八)

宮寺村の地域給引上げに関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第六五九九)

公務員の年末手当支給に関する請願(受田新吉君外一名紹介)(第六七六号)

太宰府市の地域給引上げの請願(中村寅太郎君紹介)(第六八二二二)

柏原町の地域給引上げの請願(田中萬逸君紹介)(第六八三三三)

刈谷市の地域給引上げの請願(小林錦君外二名紹介)(第六八四四四)

佐々町外六箇町の地域給引上げの請願(網島正興君紹介)(第六八五五五)

青海町の地域給引上げの請願(猪俣浩三君紹介)(第六八六六六)

静内町の地域給引上げの請願(山中日露史君外一名紹介)(第六八七七七)

水川町外二箇村の地域給引上げの請願(山花秀雄君紹介)(第六八八八八)

浜松市の地域給引上げの請願(長谷川保君紹介)(第六八九九九)

新居浜市の地域給引上げの請願(安平鹿一君紹介)(第六九〇〇〇)

北比都佐村外二箇村の地域給引上げに関する請願(森幸太郎君紹介)(第六九一一一)

筑波町の地域給引上げに関する請願(赤城宗徳君紹介)(第六九二二二)

越知町の地域給引上げに関する請願(濱田幸雄君紹介)(第六九三三三)

福島県下の地域給引上げに関する請願(森三樹二君紹介)(第六九四四四)

同(加賀田進君紹介)(第六九五五五)

同(小松幹君紹介)(第六九六六六)

山口村の地域給引上げに関する請願(福田昌子君紹介)(第六九七七七)

滝山村の地域給引上げに関する請願(西村力弥君外一名紹介)(第六九八八八)

比布村の地域給引上げに関する請願(芳賀貴君紹介)(第六九九九九)

和寒町の地域給引上げに関する請願(芳賀貴君紹介)(第七〇〇〇〇)

公務員の給与引上げに関する請願(受田新吉君外一名紹介)(第七〇〇〇一)

宮崎市の寒冷地手当支給に関する請願(小林錦君紹介)(第七〇〇〇二)

の審査を本委員会に付託された。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○有田委員長 ただいまより一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第二二号及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出第一六号の両案を、一括議題として質疑を継続いたします。

○松野(孝)委員 私は地域給引に関してお尋ねしたいと思ひます。人事院月報の二十九号を読んでみますと、新しい給与をきめる要素となす標準生計費とか、あるいは民間給与の調査とか、詳細に書いておられるのでありますが、この点に関しては私も大体わかつたのであります。なおまたそれによつて新しい給与をつくる方法についても、詳細に出ておられますが、その点はわかつておるのではありませんが、ただ地域給引のことに関しては、何ら説明も出ておりませんし、この前の委員会の当局の方の御説明でも、いくらかわかつたような気がいたしますけれども、私は初めてなものでありますので、どういふふうにして、たとえば五級地、四級地あるいはゼロ級地とか、そういうものををつくつたものであるか。各都市の物価指数なんかを見てやつたものであるか。その点をもう少し説明していただきたいと思ひます。

○瀧本政府委員 人事院月報の二十九号には、勤務地手当につきましては、本年五月六日、参議院が行いました修正議決というものがございまして、その趣旨を参酌して、別途改訂につきましては勤務地手当の支給区分を考へます際に、どういふ方針でやつたかということを一応簡単に御説明申し上げまして、今回の作業と、どこが違つておるかということをおし上げたいと思ひます。

人事院におきましては、総理府の統計局の方にお願ひいたしまして、総理府統計局でCPSというものをやつておられるのでありますが、これは常態をいたしましては、全国の二十八都市を中心にして、二十八都市についてCPSというものをやつておられるわけでありまして、その際に出ましたCPSの各都市の結果から東京を「一〇〇」といたしまして、それ「地域的な指数」というものをつくつておるわけでございます。人事院は全国二十八都市だけではこれは不足でございますから、それと同様の方法によりまして、約三百市町ぐらいをとりまして、CPSをやつたのであります。そういう調査を前後三回にわたつてやつております。そういうものを特別CPSと呼んでおりますが、各府県におおむね四つ、五つという程度の都市があるわけでございます。われわれはこれをかきになる都市——キー・シティというふうな名前でお呼んでおるのであります。東京を「一〇〇」といたしましてキー・シティが、各府県に四つ、五つ

あるわけでありす。一方におきましては、府県庁の方にお願いたしまして、生計費あるいは消費水準というふうな面から見ると都市あるいは町村の順位表を、人事院の方へ提出していただくというのをいたしておつたのであります。このキー・シティというものは、連続した都市でなしに、いろいろな形態から見ると、飛び／＼になつてゐるような都市を考へております。最初の構想では、このキー・シティで府県から出ました順位表をさみまして、そしてこのキー・シティの場合には、指数がはつきり押えられるわけでありすから、このCPSの結果から得ました地域差指数の、どういふ指数以上は五級地にする、四級地にするというふうな基準があるわけでありす。それでさきで定めて行くというふうな方法を、一応算定方法としてつたわけでございます。ところが御承知のように、この勤務地手当というものは、人事院が給与実施の業務を引受けます前から、大蔵省において、新給与実施本部でこの問題を取扱われておつたわけでありす。その当時は、新給与実施本部長の通牒程度で地域が指定されておりました。それが十一次、十二次、十三次、十四次指定というふうな言葉で呼ばれておりましたが、そういう通牒で指定されておつたのであります。このときには、私はその当時の状況を考へまして、まことにやむを得なかつたのであらうとは思つたのですが、そういうCPSというふうなものがあるわけではございませんし、また府県から順位表というふうなものをとるわけでもないでありますから、いろいろ／＼な事情を勘案されてきめられ

たのであらうとは思ふのでありますけれども、かつつきりした標準がないというふうなことで、人事院方式による地域給のきめ方でこれをなかなかに見ますと、どうも少し順序の異なるものがあるのではなからうか。一度これを御破算にいたしまして、新しい人事院の考へ方によりまして、級地を設定いたしたいというふうな思つておつたのであります。ところが級地問題は実績といものがあつたわけでございますし、また一方におきまして、こういう上げ下げをするというふうなことになるまいれば、これはベース・アップの機会をえらえてやるよりしようがないじやないかというふうなことがございまして、ベース・アップの機会にやりたと思つておつたのであります。ところがベース・アップは、必ずしも人事院が希望いたしますように実現しないというふうなことがございまして、従来の実績を払拭するということが、事実上困難であつたというふうなことがございす。従いまして、従来の実績で高かつたものは、これはなおその実績をそのままにいたしまして、従来の評価が低かつたものを上げておつたというふうな方法でやつて来ておつたわけでありす。そういうことになつておりますから、地域給設定につきまして、人事院は独自の一つのものの考へ方を持つておつたわけでありすけれども、その結果として現われて参りますところは、それは半分しか現われて来ない。従来の実績が残つておるといふようなことで、若干この地域給につきまして割切れない問題がずつと残つておつたわけでありす。そういうことが何回かの地域給の級地の改訂を必要とし

た、大きな事情であらうというふうな思つております。たゞ／＼前回人事院が級地の改訂につきまして勧告をいたしました。ところが参議院におきまして、ただいま人事院月報に書いてあることを読み上げた通りに、修正議決されたわけでありす。これは衆議院の方におきまして、これを採用されるに至りませんで、人事院勧告を政府原案として提出されたのであります。その地域区分が実施されたという前に前回はなりまして、ただ懸案として残つております点は、参議院の修正議決というのをしんじやうとして、もう一度出直しをするというところが宿題として残されたわけでございます。そういうふうな状況になりますと、参議院の修正案というものは、これは相当尊重しなければならぬということになりす。参議院の修正案そのものが、必ずしも一つの方針に基いて考へられておるということにはどうしてもならないのであります。これ／＼は参議院の修正案なるものが、無意識的にいろいろ修正案ができたのであらうかというところを、いろいろ／＼分析して研究してみたいのであります。これは必ずしも人事院が従来考へておりました、CPSから求められておりました地域差指数というふうなものだけが、根本になつていないというところがわかつたわけでありす。その点をいろいろ／＼研究いたしました結果、おおむねこういう点を研究したならば、参議院案というものが解釈がつかぬのではなからうか。もちろん参議院案は非常に短かい期間に委員が努力されましてつくられたものでありますから、部分的には均衡のとれたことに

なつてるところもありすけれども、全国的に見ますと、なか／＼均衡がとれておると考へたい点があるのであります。そしてまた均衡のとれてゐる部分だけについて見ても、やはりこういうことが一つの原則になるのではなからうか、と申します点は、その土地土地における所得の状況でございます。ね。こういうものがまわりまわつてその土地々々の消費水準を決定するということになるので、そういう面が強調されておる。従つてたとえば個々の都市につきましてそういうことが一々やり得ないまでも、府県別あるいは地域別でもよろしうございまして、ある一定の地域をまとめて考へました際に、そういう地域における分配所得と申しますか、県別にいへば分配県民所得でございます。そういうものが一体どうなつておるかというふうなことを調べ、またその土地々々における一般的な民間の給与水準がどうなつておるか。これは労働省において毎月勤労統計というものがございまして、この全国的な毎月勤労統計に對しまして、府県別毎月勤労統計というものがあつて、それで結果が出てゐるわけでございます。もつともこの府県別毎月勤労統計は、その調査要綱が府県によりましてまち／＼になつております。従いまして調査範囲も違ひますし、事業場の規模も違ひというふうなことで、画一的に出ております数字をそのまま比較するといふことは困難な点があります。しかしながら参考のためには十分使ひ得ますので、そういうものを見に行く。またある都市におきまして金融機関の数でありますとか、あるいはその土地にありす企業を規模別に

見ますと、大体において規模の大きい企業が給与水準が高くなつてゐるというふうなこともございすので、ある程度大きな事業場を規模別に見まして、どういふ地区にはどういふ事業場があるというふうなことも見る。それからまた農業とか林業であります。こういうものがその土地々々においてどういふ事情でウェイトを占めておるか。これはむしろ逆の要素になるかと思ふのであります。そういうものも見て行く。それからまた鉄道がありまして、各駅におきましては、各駅におきまして広告を掲載いたします場合の料金が違ふのであります。これは駅の昇降客数というものが大きな要素になつておると思ふのであります。要するにその土地々々における消費水準というふうなものがございまして、その料金が違ふということが大まかに言えるのではなからうか。これが等級別に行く。すなわち府県別の県民分配所得というふうなもので、府県間の権衡をとる。さらにそれを補正いたしますのに勤労所得というふうなものも加味して、その間の関係を調べて参る。それから個々の都市について申しますならば、先ほどから申し上げておりますように、企業の数でありますとか、金融機関の数でありますとか、あるいは駅の広告料金の掲載の順位でありますとか、こういうものを見ることによりまして全国的にバランスをとり、また府県内の見方をし行くというふうなこともあわせていたしたのであります。しかしCPSの数字も利用し得る限りは利用したいということになりす。しかし人事院がもはや数回にわた

りまして地域給の改正を、CPSにより
地域差指数でやるということになり
ました結果、この数字は一概にそれだ
けにたよることがむずかしいような結
果も若干現われておるのでありますし
て、それも考慮いたしまして、それだ
けにたよるということは必ずしもいた
さなかつたわけでありまして、そうい
ふにして人事院は考えたのでありま
すが、府県内における順位を考へる際
にあたりましては、これは県の方から
府県内における消費水準あるいは生活
程度というふうなものから、市町村に
順位をつけてもらひまして、提出をし
ていただいておりますのであります。こ
れはずつと前からやっておることと同様
でございます。この府県から出て参り
ます順位表をどこで切つて行くかとい
うことを、ただいま申しましたような
作業によりましてやつて行くというよ
うな方法によりまして、たとえば級地
の引上げでございますとか、あるいは
新たに一級地に繰入れられますものの
範囲でありますとか、こういうものを
きめていただくという作業をやりに
まして、今回の作業をいたしておる次第
でございます。

○松野(孝)委員 今お話を承つたので
ありますが、非常に複雑なように承つ
たのであります。実は秋田県の能代市
から資料が私のところに來ておるの
ですが、それによりまして、これは二十
六年の十一月の臨時消費者価格調査と
いうのをとつておるようでありま
す、その一世帯の一箇月の平均支出
額というものが、東京都が一萬七千九
十八円、それから能代が一萬九千九百
十八円、横手もありますが、横手は一
万九千九百九十七円、こういうぐあいに

出ているのですが、東京都のようなど
ころは、総理府の統計局のCPS一箇
月の資料によつた、こういうものを持
つて來て、能代は今一級地、これを二
級地に上げてくれという陳情でありま
すが、これを見ますと東京都と能代を
比べますと、能代市の方が平均支出が
高いように出ております。この数字は
能代の方はあるいは違ふかもしれぬ
が、能代の方は秋田県の人事委員会
調査したのであります。ところが、東京
の方は総理府の統計局によつたよう
であります。だから二割五分あるいは
二割という地域差がこれによると出て
來ないようなんです。そのほかいろ／＼な
フアクターがあるようにも伺つておる
のですけれども、やはりその都市の物
価指数あるいは生活費がどれだけかか
つておるのかというところを現実につ
つけられると、私も最初は始終はかにも
たくさん陳情が來るのですが、説明に
も非常に困難を來しておる、これだけ
だん／＼都市といふなことの地域差とい
うものが縮小して來ておるのじやない
かと思つたのですが、この数字はあなた
の方ではお持ちであり、こうなつてい
ることは御存じでしょうが、あるいは
CPSであなただけで計算をしたところ
によりまして、東京を一〇〇とすれ
ば、能代とか横手とかはどういうぐあ
いになつておるのでしょうか、そうい
う点をお伺ひしたいと思ひます。

○瀧本政府委員 今私も手元を持
つておられますが、おそろくそういう数
字は言われておると思つたのでありま
す。しかしながら今お話がありました
ように、東京は総理府統計局で調べた
数字でございますが、そのほかは
府県的人事委員会あるいはその支部で

お調べになつたものもあるのではない
かというふうに思ふのです。先ほども
申し上げましたように、われ／＼は今
回の作業をいたします際におきまし
て、県から出て参ります順位表で、そ
の県内のどういふ地域を格上げをし、
あるいは新しく入れるかということ
をきめて行くということを申したので
すが、その際にどう／＼申し上げました
ような方法によりましてこれをやつた
ということになります。それはCPS
というふうなもので示されております
指数ももちろん見えておりますけれど
も、必ずそれだけによつたわけではな
いのです。御指摘のようにきめ手とな
るようななかつきりしたものがないか
と申しますと、われ／＼の方から申し
すれば、一番はつきりした根拠と申し
ますのは、県から出ておる順位表、こ
れに従つてやるということがまあはつき
りした、一つのよりどころをきめまし
た。一番のはつきりしたものになつて
來るかと思ひます。CPS等も拝見は
しておるのでありますけれども、往々
にしましていろ／＼数字が出て参りま
すので、必ずしもCPSとの比較だけ
でこれを決定するといふような方法を
とらなかつたといふことであります。

○松野(孝)委員 県から出しておる資
料によると、第一順位、第二順位、第
三順位、こういうふうなわけで、大わ
くにして、その中をまた一、二、三、
四とわけて出しておるのですが、そう
いうふうに入事院の方から指示して
おるのであるまいか、だから第一順
位に並んでいるものは大体あまり差が
ないといふようなことで、また第二順
位の中に幾つか並べておるのですが、
その点はどういふふうになりますか。

○瀧本政府委員 それは府県から出て
参ります際には、府県の立場もござい
ますしよろし、いろ／＼なこと、第一
順位の中を必ずしもわけないで、むし
ろ行政区画の順位に従つて書いてある
というふうな場合もあります。しかし
われ／＼の方として判断いたします際
には、やはり第一順位としてあまり多
くのものがあつた場合に、それを他府
県との関係で切らなければならぬ、ど
こで切るかといふような場合におきま
しては、われ／＼の方の判断の加わつ
ているところもあるわけでありまして
。

○松野(孝)委員 この民間給与なんか
を調査しておるのが資料に出ており
ますが、たとえば銀行とかあるいは会
社とかによつて、こういうふうな地域
差をつけておる例があらましようか、
もしありましたら御説明願ひたい。
○瀧本政府委員 全国的に事業場を持
つておられますところは、地域差を
つけておるところがございまして。し
かし私が申し上げましたのは、必ずし
も全国的な地域に事業場を持つておる
ような事業場のことを申し上げた
わけではないのであります、その土
地土地における事業場というものを先
ほどは申し上げたつもりでございます
。申し添えておかなければならませ
んことは、たまた／＼ある地域に製紙工
場等がございまして、非常に高い賃金
あるいはボーナスが支払われておると
いうような事情がかりにあるといひ
まして、そういうような個々の事情
にとらわれてきめたといふものでもな
いのであります。

○松野(孝)委員 たとえば銀行とか会
社で地域差をつけておるとしたら、東
京を一〇〇とした場合に、どういふぐ
あいに付ておるか、その具体的な例
をひとつ教えていただきたいと思ひま
す。
○瀧本政府委員 ただいま手持ちいた
しておられますので、後ほど資料を提
出したしたいと思います、たとえば
日通のようなものでございまして、か
あるいは全国的に支店を持つておる銀
行でございまして、か、こういうもの
におきましては地域差をつけておる例
もございまして。それは後ほどお目に
かけたいと思つております。
○松野(孝)委員 もうちよつとお尋ね
したいのですが、CPSによつて、東
京を一〇〇とした場合に、たとえば二
割程度のところははずつとある線が出て
來るのだらうと思ひますが、具体的に
どこ／＼がそういうふうになつていま
すか、私は統計を見たことがないので
すが……
○瀧本政府委員 最初はCPSにより
まして、かつきり線を出したのでござ
います。今ただちにその数字を言えと
おつしやいまして、ちよつと私記憶
しておりましたので、これまた人事院
月報に出ておりますから、その資料を
あとで差上げたいと思ひますが、参議
院の修正議決がございまして、これを
検討分析いたしてみますと、必ずしも
CPSだけによりまして順位をかつき
りわけるといふ仕組みになつておりま
せん。参議院修正といふものを尊重し
たすといふことになりまして、私がた
だいま申し上げましたようなCPS以
外の要素を考へまして、これを判断し
て行く方が適當なものでなかつたか、
そういうふうな判断してやりますと、
おおよそ参議院の考へ方といふものが、
われ／＼の考へ方として取入れ得ると

いうことがございます。そういうCP S以外の要素を今回は相当取入れて勘案いたしたということになっております。

○松野(考)委員 その参議院の修正議決というものを私は見ておりませんが、たとえば秋田県についてはどのくらい入つておるのか、それをひと

○瀧本政府委員 参議院の修正によりますと、秋田県におきましては、秋田市が一級地でございますのを二級地にするということと、それから本庄町、湯沢町、十文字町、一日市町、二ツ井町、鷹巣町、花岡町、小坂町、尾去沢町、今読み上げました九つの町を新たに一級地にすることとが参議院の修正であります。

○松野(考)委員 私はさつき人事院月報を見まして、たとえば標準生計費の調べにあつて、まず東京都をとりて非農家が六千何百ですと出た、それを地域給のつかないものにするために〇・八をかけて、四千七百幾らか出した、こういうふうにするのですが、ちよつとその点はつきりしないところがあるのですが、もし全然東京都をとらないで、ゼロ級のところだけ全国幾つか集めて、標準生計費というものをつくつたら、どんなものになるだろうかという気がするのです。そしてそれに二割五分加えたものが東京都の標準生計費に合致するものであるかどうかという点にも疑問がある。というのは東京都とは、今はそれほど差がないのではないかと、いうような漠然とした気がするのです。たとえば秋田なら秋田のものは、それに二割かけて、東京都のものにするという

ようにやつておるようであります。いかにそれが机上計算のように思われるのです。実際それだけの地域差があるのかどうかという疑問を持つておるわけなのです。どうも地域給の問題について非常に陳情が多い。毎月々々はがきが来る、あるいは電報が来る。そして今申し上げたように資料を見ますと、どうも消費者価格が東京都と同じであつたり、あるいは高かつたり、また両者の関係も同じようであつて、はつきりしないのですが、こうなつて来ると、結局地域給というものはなくしてしまつて、本俸に換入して一本にした方が一番いいのじやないかという気がするのですが、これはこの前にもそういうお話が人事院総裁からあつたようでありまして、将来の方針として漸次なくする方向に向けて行くのがほんとうだと思ひますが、これについてどういふ順序、階梯を経て、最後にくすという計画があるならば承りたいと思ひます。

○瀧本政府委員 御指摘のように現在の地域給というものは、いろ／＼とお困りになります。場合も起るのではなからうかというところを、われ／＼非常に懸念いたしておるのであります。地域差というものが漸次減少しつつあるのはなからうかというところでございますが、地域差というものをどういふふうにかへて行くかということが、非常に問題であらうかと思ひます。たとえば東京都におきましては、どうもやむを得ませんで、交通機関を利用してやることは、生活の状態として考えなければならぬこととてございます。またそのほかにおきましては、やはり東京における一般的な生活

水準というものと、またある地方における一般的な生活水準というものと、必ずしも同じでないという点もあるというところで見えて参ります。いろいろ地域差の押え方があると思うのであります。たとえば物価の差だけで押えて行くというふうなことになるまいかと、これは現在のところにおきましても一〇％程度にしてもいいのではなからうかというふうな問題も起つて参ります。しかしただいま私が申し上げましたように、消費形態と申しますか、生活水準と申しますか、そういうものを込みにして考えます際には、現在におきましてもやはり地域給のつかない地域と、東京とかあるいは大阪とかいうようなところにおきましては、二割五分程度の差をつけるのが適當ではなからうかというふうな感じがいたして居るわけでございます。従ひましてこれを将来どういふふうにかへて行くかということがいろ／＼問題になります。

またこの地域給というものは、こういう場合にも一つ考へてみる必要があるのではなからうか、すなわち公務員がやむを得ず異動した場合は、新しい任地に参りましたときには、やはり従前の一つの生活形態というふうなものを續けて行くのではなからうか、新しい土地に参りますと、どういふものゝ／＼な便宜がございませぬので、やむを得ずそういうことになりがちなのではなからうかというふうなことも考へられま

かろうかということもございします。また公務員は一般に命令があれば異動するということにはなつておりますが、しかしながら事実上土地を動かさないといつた種類の公務員もおるわけでございます。そういう人々につきましては、これはやはりその土地々々における一般的な消費水準まで入れて考えますと、これは相當の差をつけていいのではなからうかというふうな感じがいたします。わかれ／＼といたしましては、事務的に今後地域給のあり方はいかにすべきであるか、またいろいろな意味において物価差なり形態まで入れました差というものが、どういふふうに変化して行つておるかということは、絶えず研究いたしておるべきであります。しかしわれ／＼といたしまして今後地域給を最終的にどの方向に持つて行くかということの事務的な結論には、現在まだ到達いたして居りません。目下盛んにその点を研究いたしておるのであります。ただ申し上げられますことは、現在の地域給におきましても、地域指定がぼつ／＼となつております関係上、実際の運営の面におきまして、すなわち地方におきましては教職員の異動というふうな場合に、たちまち支障を起すという面があるのではなからうか、そういう面を解決いたしますためには、よほど級地の同じようなところを広げて行くといふことが、實際問題として必要なのではなからうか、こういうことを考へておる次第であります。また現在五段階に区切つておりますが、これも五段階に区切るよりもむしろ段階を少くした方がはつきりするのではなからうか。また一級地が相當ふえて参ります場合

におきまして、たとえば現在におきましても国家公務員で地域給のついておりません公務員は、全公務員のおおむね一〇％くらい——もしかりに今度の勧告並びに政府原案に盛られておりました地域区分が御決定になりますれば、そういうことになるとありますが、そうするとこの一〇％というものをどういふふうに取り扱いますか。次期におきましては、少くとも一級地というものを標準に、今度はものを考へていいのではなからうかというふうなことを考へております。すなわち根本的な地域給のあり方、また現在の地域給が運営上支障を来しておる面は、どういふところであるかという両面から検討いたしまして、さしあたりはこの階段を少くする、次期あたりにおいては得れば現在の一級地あたりを基準にものを考へて行くというふうなことで、段階を追ひまして地域給の整理あるいは現在の地域給の形態を改めるといふことに努力して行きたいというふうに考へておる次第であります。

○有田委員長 森三樹二君。○森(三)委員 先般来公聴会が開催されました、十人に余る公述者の公述を私は聞いたのですが、その場合におきましても、現在の人事院の決定しました給与ベース、これは最低の線として妥当であるから、どうしても政府が責任を持つて裏づけをしなければならぬのだという声が、非常に大きく叫ばれておつたと思うのです。その点につきまして、人事院が勧告しました給与ベースを、政府は財政の余裕がないから実現できなかったのだということをしば／＼答弁されておりました。そこで私は人事院の機構といひますか、制

におきまして、たとえば現在におきましても国家公務員で地域給のついておりません公務員は、全公務員のおおむね一〇％くらい——もしかりに今度の勧告並びに政府原案に盛られておりました地域区分が御決定になりますれば、そういうことになるとありますが、そうするとこの一〇％というものをどういふふうに取り扱いますか。次期におきましては、少くとも一級地というものを標準に、今度はものを考へていいのではなからうかというふうなことを考へております。すなわち根本的な地域給のあり方、また現在の地域給が運営上支障を来しておる面は、どういふところであるかという両面から検討いたしまして、さしあたりはこの階段を少くする、次期あたりにおいては得れば現在の一級地あたりを基準にものを考へて行くというふうなことで、段階を追ひまして地域給の整理あるいは現在の地域給の形態を改めるといふことに努力して行きたいというふうに考へておる次第であります。

度の根本的な問題についてお尋ねしてみたいと思います。

そのことにつきましては、先般本多國務大臣が、人事院の制度を改革する意向がないかという質問に対して、今後人事院を一つの諮問機関という形か、あるいは政府の直属の下級官庁という形にしようというように、これを述べておられたことが新聞に見えておつたのです。これにつきまして政府はどういうようにお考えになつておられるか、お尋ねしたい。

○菅野政府委員 お答えいたします。

ただいまの御質問は、おそらく予算委員会における本多國務大臣のお答えのことだろつと思ひます。私もたゞ／＼その席におつたのでございますが、本多大臣も、これを諮問機関として政府のほんとうの相談相手というふうにして、ということとは、はつきり申し上げていなかつたように記憶いたします。

ただ本多大臣といはしましては、現在の人事院は、国家行政組織法の適用も受けませんし、また行政機関定員法の適用も受けないのでございまして、独自に組織をきめ、独自に人も増減できるという立場にありますので、これをやはり普通の行政機関と同じように、定員法あるいは組織法の適用を受けるようにしたい、こういうふうにお答えしたと記憶しておりますが、人事院をどういうふうにするかにつきましては、政府といはしましてはまた何ら構想がきまつておるわけではないのでありまして、本多大臣は、行政管理局長官としまして、そういう意味のことをお答えしたように記憶しております。

○池田(碩)委員 官房副長官が今お答えになりましたが、私ははつきりした日時には後に調べ直してもいいと思ひます。十一月四日であつたと思ひます。

が、本多國務大臣は、閣議終了後、新聞記者団に対して、人事院を廃止して、内閣直屬の人事委員会というふうなものにかへたい、こういうことを進んで言明しておるのですが、この点につきましては、ただいまの官房副長官のお考えと違つておると思ひます。その点の調整なり、そういう考え方は、いかようにお考えになつておられるか、私はこの際、閣議してお伺ひしたいのであります。

○菅野政府委員 お答えいたします。

ただいま私が申し上げましたのは、政府としてまだ構想がきまつておるわけでもないということをおし上げたのでございまして、本多大臣はいろいろな構想をお持ちのようでありまして。しかしこれは閣議で決定したわけでもございせんし、また公式にその案が提案されて、審議されたという事実もございせん、従ひまして、新聞記者に対して、あるいは御自分の私見を申されたとしても、これは政府案でも何でもないのございまして、政府といはしましては、まだ決定も何もいたしてありません。

○森(三)委員 ただいま政府委員の御答弁もありましたが、われ／＼は国家公務員の生活保障、結局生活の保障がなければ、国家公務員として業務の上で熱心にやつて行くことができない、それは表裏相一体するものでありまして、やはりわれ／＼はあくまでも新憲法に保障したところの、国民の健康にして文化的な生活を営むだけの保障をしてやらなければならぬと思ふ。その

理想に立つて人事院という機関がありまして、そうして今回の勧告を行つておるわけなのですが、われ／＼といったしましては、こうした一つの民主的な機関を、裁判所のような不偏不党な機関というふうなわけに行かぬといはしまして、少くともやはり何らの制肘を受けない、公正なる判断をするところの權威ある機関であらねなければならぬと考へておるわけでありまして、

ところが、せつかく人事院の勧告がなされまして、政府はほとんどこれを目をつぶつて顧みない。政府委員の御答弁等では、尊重をするという言葉は使われておりますけれども、尊重といふところでは、いくら尊重しても、それが実現されておらなければ、尊重したのだからしないのだからわからない。そこで私は、本多國務大臣があしたの言動をされるというところは、人事院などがあれば予算上の措置についても非常なめんどうくさい、かえつて自分の職權的な機関にしておいた方が話合ひもつくし、また一々むずかしいところの給与ペースの問題等も紛糾しないのじやなからうかというふうなことから、むしろ自分の部下というふうな形の機関にかへようという意図があるのじやないかと思ふのです。この席に本多國務大臣がおりませんから、本多さんの御意見を聞くことができないけれども、根本として、われ／＼は人事院の制度というものを、今後とも權威あらしめなければならぬ。しかも政府が尊重すると言ふならば、少くともそれは最低の線として、やはり予算の上においてはその尊重した精神が、はつきり明確に裏づけされなければならぬ。もしそうでなければ、毎回ただ尊重という

言葉でもつて、ごまかす——という言葉は妥当でないかもしれませんが、いつも国会においての尊重々々という言葉でもつて、人事院の勧告が実施されないという結果になると思ふのでありまして、この点について、政府が今後人事院の制度というものを權威あらしめるといふ考へがあるのか。それともこのした機関を、弱体化といひますか、だん／＼政府の隷屬的な便宜的なものにしてしまおうという考へなのか、承りたいのです。

○菅野政府委員 政府は、人事院の立場を弱体化するとか、あるいは自分の意のままにしようというふうな意思は持つておりません。そうすることは結局人事院制度というものを否認することでありまして。しかしながら、ただいまの御質問の中で、人事院の勧告は何でもかでも全部そのまゝのまなれば、尊重したということにならないように聞えた点がございまして、政府は遺憾ながらその点については若干違つた見解を持つております。人事院が政府の中の今のようない地位でないものであるならば、そういうことが言えるのでございまして、御承知の通り、二重予算の制度を持つたほとんど独立した機関でございまして。しかもその人事院は独自の見解を十分に発表でき、勧告もできるようなつております。その独自の見解の中には、政府が考慮に入れない場合、当然財政の問題とか、あるいは他の国民一般との関係というものはむしろ考慮に入れないで、ほんとうに国家公務員だけの立場で十分にその見解を表現できるようにになつております。従ひまして、これを実施案にするかどうかということは、政府の方に検討の余裕が与えられておるといふふうに解しております。なぜならば、しば／＼申し上げるように、人事院の勧告は、公務員の立場から、公務員だけの見地から、公務員の給与は民間給与あるいは理論生計費等から比べて、かようにあるべきものであるという数字を勧告するのでございまして、これには何ら国の財政全般の考へもないし、またこれに比較した大企業の民間給与以外の、中小企業とか農民とか、国民全般の生活程度というふうなことに對しては全然考慮されておらないのであります。しかしながら、政府が責任を持つて実施するという案につきましては、これに今申し上げましたようなことをさらに検討を加へまして実施案をつくるのでございまして、もちろん勧告でありまして、尊重すべきは当然でございまして、必ずしも全部そのまゝのまなれば、人事院の存在の価値がないといふのは、政府としては考へておりません。独立の機関であるからこそ、それにまた相對して政府が独自の見解で検討し、実施案が出る。最後の御判断はこの国会でおきめくださる、こういうふうな機構になつていふと解釈する次第でございまして。

○森(三)委員 ただいまの官房副長官の御説明を聞きますと、やはり人事院の制度というものは、將來においても独立の機関として權威を保持せしめなければならぬ、政府としては、この制度を、その權威を、今後弱めるような意向は毛頭ないのだというように承つてよろしいのですか。

○菅野政府委員 人事院という制度を

置く以上は、これを弱めたり、あるいは政府の意のままになるというようにするということは矛盾したことであります。人事院の制度を廃止するというならば別でございますが、そうでない限りは独立の地位を保たすべくである、こういうふうに考えております。

○森三三委員 そうすると、ただいまの官房副長官の御説明を聞いておりますと、政府としては人事院の勧告というものを尊重しておるものであるけれども、これに拘束を受けるものではない。予算上の財政上の勘案をして、これをのむかのまいかということは、これまた政府独自の見解において処理するべきものだというような御説明であつたようですが、どうですか。

○菅野政府委員 仰せの通りであります。

○森三三委員 その／＼一般の官公労の要求しているところのベースが一万六千八百円、その他の各労働組合等においても相当の給与ベースを要求しているわけでありまして、だから人事院の勧告がそうしたところの輿論の要求と大体においてレベルがそろつておる、足並がそろつておるというような場合ならいざ知らず、そうした一般の要求よりも相当下まわつておるところの勧告をしておる。その勧告をさらに政府は下まわつておるわけでありまして、一般の要求を下まわるところの人事院の勧告、それをさらに下まわるところの政府の予算上の措置について、私は非常に不満なものであると思つて、す。ただいま予算の修正案につきましてわれ／＼は修正案を提出する。その他については、これはどうも野党の主張

が正当としてのまなければならぬであらうというふうな状態であることも仄聞しておるのですが、それについてわれわれは先般から国家公務員の生計を維持しなければならぬという点から、予算の補正については、やはり人事院の勧告のベースというものを取入れることが、まず国の予算の建前において、当然何をおいても取上げなければならぬのじやないかということも主張しておつたのです。最近では政府もこれに

○菅野政府委員 予算委員会の方でいろいろのお話が出ておるようでございますが、もちろん国会で御修正等をなさるの、これは政府として何とも申し上げられない次第でございますけれども、政府といたしましては、もちろん原案を出しておる立場上、原案を強く主張する次第でございます。なお先ほど人事院の勧告を政府が独自でもつて考へるのは、非常におかしいといふふうな意味の御質問がございましたが、これは勧告ばかりでなく御承知の通り、公共企業体等労働関係法にきめてありますところの、いわゆる公社の現業の職員の調停、最後の段階の仲裁裁定でさえ、政府が必ずしもこれをそのまま実行するのではなく、予算上資金上不可能な裁定については、すべてこれは理由をつけて国会に出しまして、そして国会でもつてこれを無条件で御承認になつた場合には、これを実行するのでございます。しからざる限りはこれが実行できない仕組みになつております。こういうふうにあいいう裁判と同じでもつて、もし予算上資金上可能であるならば、使用者労働者当

然すくさま束縛を受ける、それに従わねばならぬような強い権限を持つておられますところの仲裁裁定でさえ、最後のところは国会がきめるということであつて、それを拘束力をつけておりません。それと同様に勧告となつております以上は、やはりこれはそれに対してすぐさま拘束されるというふうなものではない、かように解釈しておる次第でございます。

○森三三委員 政府委員の御説明では拘束はされないとおつておられますが、拘束をされればこれは問題なく人事院勧告というものは予算化されるわけでありまして。しかし絶えず政府委員の御説明の中には尊重という言葉が使われております。尊重ということは、われ／＼の解釈からするならば、まず何をおいてもこの給与ベースの問題は、国民の多数の人々の生活に關係のある問題であるから、予算上の措置といたしまして、優先的に何をおいてもこれだけはまず予算の裏づけをして、しかる後に公共事業費その他の予算というものを考慮することが、予算上の措置として妥当なものである、かように考へるのですが、今後においても尊重といふことは、それは口で尊重と言つておつても、予算上の裏づけが一度もなされなくとも尊重ということになるのか、今後においても人事院の勧告といふものはなされるであらうけれども、それが政府の財政上の措置だといつて、常に人事院の勧告といふものが実施されない場合、それでも尊重となお言えるかどうか、御説明願ひたい。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。給与に關する勧告は必ずしもベースを上げるるときばかりでなく、下げるときもあると思ひます。まず上げるときの場合につきまして申し上げますと、尊重といふことはいろいろ／＼な意味に解釈されると思ひますが、その内容によつては、必ずしもその通りの予算をまつ先にとらなければ、尊重にならないという意味にはとれないのであります。まして、もつと打ちくだいてこまかく申し上げますと、今回の勧告は御承知の通り、民間の同じような仕事をしておる人たちと同じ給与をやるというものが人事院の勧告でございます。しかしながら昨年の十月においては、民間の給与と公務員の給与とは差があつたのであります。差があつたにかかわらず、今度はそれを一緒にしろ、こういう勧告でございます。もちろんその差があつたといふのは、政府が人事院の勧告通りにしなかつたから差があつたのかもしませんが、とにかく国会の承認を得て法律案が通りまして、昨年の十月から実施しております現在の給与法は、民間の給与とはある一定の差がございます。それを今度は民間の給与と一緒にしろというものが人事院の勧告でございます。政府は民間の給与と一緒にするといふことは、これは理想的であるけれども、公務員には恩給もございまして、また現在のような労働不安といふことが、経営上の不安といひます。か、こういう事態におきましては、国家に使われておること、は、他の産業労働者から比べますと、非常に確実性があつて、養望の的となつておること、もございまして、また共済組合とかいろいろ／＼な施設もございまして、必ずしも民間の者と同じ一の賃金にならなくても、今の場合は

がまんしていただきたい、こういうつもりでございます。しかしながら昨年の十月から現在に至るまで民間の給与が上つた率、これが約二〇％になりましたが、その事までは上げよう、こういう考えでございます。その辺のところのどちらがよいかということでございます。まして、一挙に昨年の十月にはある一定の差があつた、今度はそれを全部同じにしてしまふといふことは、民間の給与の上り方よりもつとひどい上り方をしなければならぬのでございまして。中小企業あるいは農民の現在の生活の程度と比べて、公務員がそこまで行つていゝものかどうか、その辺がキーポイントになるのじやないかと思つてございまして。実際の物価の値上りは、CPS、CPIから見ましても、CPIのごときは昨年の十月から比べてわずかに一・五％しか上つておりません。CPSにいたしましては八・三％しか上つておりませんのでございまして。従ひまして、物価の騰貴をカバーするといふような意味のベース・アップではないのでありまして、それだけ実質賃金は非常に上つております。CPS、CPIでもつて割つた実質賃金を見ますと、今回の値上りでも二四％ぐらいの値上りになります。こ

ういうふうにして今度の値上りがもし御承認得られれば、相当生活の程度は改善されるのだと思ひます。しかも中級以下の、中堅職員以下の者につきましては相当な減税を行ひまして、その方の負担の軽減も行つておりますので、この程度のものならば、国家公務員の諸君ががまんしていただけるのじやないか、こういうふうな考へる次第でございます。一万六千円ベースの

要求があるということも知っておりま
すし、いろいろありますが、国民全体
のことを考えて、この給与の負担者で
あるところの納税者のことも考えまし
て、この程度をもつてがまんすべきじ
やないか、こういうのが実施案であり
ます。

○森(三)委員 政府委員の方は、昨年
の十月を基準として一割五分、一割七
分程度の引上げをしているから、非常
に実質上の暮らしはよくなるのじやな
らうか、こういうことを言っておられ
る。昨年の十月というものが、生活の
基準として公務員が大体において普通
人の生活をやつて行けるという基礎に
立つてものを言っておられるように思
います、われ／＼はそうでないの
です。昨年の十月もやはり公務員の給与
は非常に低いのであつて、今回また改
正されました、決してそれでは案に
なるものではないという基礎的な考え
方が政府側と違つておるのであります
が、それにいたしまして、今回政府
が提出せるところの補正予算における
一割七分あるいは二割程度の給与の引
上げによつて、それなら満足してお
るかどうか。ただいまの政府委員のお
答えだと、非常に給与がよくつて、実
質上の暮らしも大体において満足でき
るのではないかというお話でありまし
たが、やはり現在の政府提出の給与ベ
ースによつて、公務員の生活が普通人
並の楽な生活ができる、そういうふう
にお考えになつていらつしやるのかど
うか。

○菅野政府委員 十分に満足というこ
とは、おそらくできないと思ひます。
聞くところによりますと、全官公が要
求しておりますところの、一万六千

余円のベースでも、控え目に要求して
おるのだということを、私は直接会つ
て聞いております。従ひまして、一万
六千円ベースにいたしましたも、これ
は満足という点にはならぬと思ひま
す。いんやん政府案のごときは、それ
から大分下まつておりますので、と
うてい満足というところまでは行か
ない、また非常に案になるというよう
に、これはしかし国力とも相応して考
えなければならぬと思ひますが、
こればかりしきりな国民の多数
の人の生活とも比べて考えなければ
ならないのでございまして、公務員
が相当な生活あるいは満足すべき給
与を得るということは、税金を支払
う国民の方面から見てもいかかと、か
よるに考へる次第でございまして、
それから昨年の十月を基準にするの
は非常におかしいというお話でござ
いまして、私も昨年の十月から現
在の一万六千円ベースを実施しろと
いう法律案がきまつた、通つたとい
うことは、主権者としての国会がき
めたことである、これは最後まで基
準にすべきものであるというふう
に考へております。もちろんこの法律
が通るときに反対された方もありま
すけれども、とにかく国会の意思とし
て決定した以上は、これを基準として
考へなければならぬのじやないだろ
うか、こういうふうに考へておる次
第であります。

○森(三)委員 大政府の御意見を聞
けば、給与は満足とは言えないのだ、
しかしそれでがまんしてもらわなけ
ればならぬのだという御意見のよ
うに聞える。そこでわれ／＼は現在野
党の修正案というものを提出して、人事

院勧告の線はどうしても実現しなけれ
ばならぬという主張をしておる
わけでありまして、もし財源をたと
えばインフレーション・ファイナンスと
か、あるいは防衛費の削減とか、ある
いは剰余金の使途等において、この人
事院勧告の給与ベースというものが修
正によつてできるということになつて
来れば、私は政府委員の方ができない
のだ、財政上の余裕の面でできないの
だと言つて来られたこと、非常に矛
盾がそこに生ずるのではないだろ
うか。不可能であると言われてお
るけれども、それが可能な状態がそこ
に現れて来るのではないかと、この
ことについて、政府はどのような責任
を考へておりますか。

○菅野政府委員 財政上困難とか不可
能とか申しますのは、物理的な困難で
も何でもないのじやないで、もと
も何千億という予算を出すのでござ
いまして、まづ先に給与の予算をと
れば当然可能でございまして、それ
に足りないような予算を出しておるわ
けではないわけでありまして、絶対
に不可能とかそういう意味ではもち
ろんございせん。ただきまつた歳入に
対しまして歳出を分配する場合に、給
与の額にこれ以上の額を割当てると
いうことがいかに、こういう点でも
つてこれ以上は不可能であるとか、
あるいは困難であるとかいうことを
申し上げておるのでございまして、
それは国会の御意思としてこの分配
の方法はよくない、ほかの方面を削
つてもこれは増すべきであるとい
うことをおきめになつた以上は、そ
れは政府としてそれを忠実に実行
するのじやないでございまして、

ないことは申すまでもないのであり
ます。ただ御参考までに、私は予算の専
門家でないからあまり詳しくは知り
ませんが、新聞紙で伝えられておる
やうな、新修正がありまして、
ない／＼な修正がありまして、
に、本年の財源ということにつきま
しては、あるいは／＼考へられると思
ひますが、ベースの改正のごときは
つと来年にもまたがるものでござ
いまして、これがずっと続きますと
相当な歳出増になります。今日の予
想からいいますと、一兆円を越える
じやないか、こういうことになる
というふうなことになるので、予
算全体をいたしましてインフレーション
の危険も従つて考へなければならぬ
というふうなことがあるというこ
とは、しるうとでございまして、申
されるところは、しるうとでござ
いまして、とにかくベースの改正と
いうことは、本年度だけではな
く考へられないことではないか、か
よるに考へます。

○正示政府委員 ただいまの森委員の
御質問に関連いたしまして、大蔵省
からも一言申し上げたいと思ひま
す。内閣からお答えのように本年度
だけの問題ではない、これは御承知の
通りで、ベース・アップいたしますと、
来年からどうするかという問題も
当然考へなければならぬことは御承
知の通りであります。そのほかによ
りまして、給与はバランスの問題が
ございまして、公共企業体とどう
するか、電電公社とどうするか、
こういう問題がございまして、それ
から地方公務員の方は、政府原案に
おきまして中央の国家公務員に大
体準じて上げる、こういうことにな
つておる。そこで財政の立場といた
しましては、本年度の問題につきま
しては、本年の問題にきまつても
よいが、諸般の関連をすべて考慮
いたしまして、

して、その財源の調達を考慮しな
ければならぬ、また来年度にわた
りまして、そういう問題の全般を
考慮しなければならぬ。そこでど
うしてもわれ／＼として考へなければ
ならぬのは、財源すなわちわがや
す／＼いば税金の負担と、公共企
業体等になります。料金は、すべ
てはね返つて来る問題でありま
す。そうすると、これが一般国民
の生活に直接に影響があるわけ
で、財政の当局といたしましては、
もとより公務員としてわれ／＼いた
だく立場でございまして、多に越
したことはないのでございまして、
すなわち税金とか料金とか、そ
ういふものもあわせて考へなければ
ならぬ、しかもそれを後年度にわた
つて考へなければならぬ、こうい
う問題がございまして、われ／＼
といたしましては非常に広汎な各
般の事情を検討いたしまして結果
出しております。これは申し上げる
までもないと思ひますが、一言大
蔵省の立場を申し上げた次第で
あります。

○森(三)委員 ただいま大蔵省の御説
明がありました。それは税金とかある
いは運賃というふうなものとの見
合せがあると申しておられますが、
しかしまた一面からいへば、われ／＼
が指摘いたしておりますところの防
衛金とか、あるいは保安隊費用とか、
そういうところの問題にもか
らんで来て、これはもうしたわれ／＼の主張するや
うな不要な経費を削減すれば、人
事院の勧告というものは可能であ
るという考へ方、それは今ここで大
蔵省と話し合つて、結局水かけ論
のようになつておる、私の言わん
とするところ

七

は、人事院の勧告を政府が尊重するといふ言葉を使われることは非常にけつこうであります。これを実施するといふ熱意と、実際にいって実現がなされなければ、私はこの人事院としての勧告といふものが權威をあらしめないものになると思う。従いまして今後人事院の独立性と權威といふものを、国会もこれを尊重すると同時に、政府も大いにこれを尊重即実現に持つて行つていただきたい、かように私は考えるわけですが。

そこで大体人事院の制度上の問題あるいは予算上の問題はこの程度にいたしておきまして、こま／＼した点につきましては、すでに相当質疑応答もなされまして、私がちよつとお尋ねしてみたいのは、僻地手当の問題です。この僻地手当の問題が今度の一般職給与の改訂の中に入つておらないのですが、従来は政令でもつて組まれておつた。それは従来級が五級にわかれておりました、一級ごととして百五十円ずつの階級によつて組まれておりましたが、これは金額が非常に少いと思ふこと、それから今回の給与改正案の中に入れて入れていただかなかつたか。これはやはり政令等にゆだねないで、給与改正案の中にはつきりと盛り込んでいただいた方が明確になるのではなからうか、かように考えておるのですか。

○濶本府委員 僻地手当の問題でございますが、現在僻地手当は仰せのように政令で定めてございます。いわゆる特定勤務手当の一つの場合として定めてございまして、われ／＼は、給与体系の合理化といふことはやはりベイス・アップの問題と同様大切なこと

であるといふふうには考えておるのであります。しかしながらごく近い将来に人事院といたしましては、職階制に基きまして給与体系をつくりたい、いわゆる給与準則でございます。その際、この職階制に基き給与体系とは申しますが、これは給与体系として完備したものにして行きたい。法律としまして、いわば給与の憲法といつたやうなものにまでして行きたいといふふうな思つておる次第であります。ごく近い将来にそのことを考えておりますので、すべて給与体系の合理化はその際に譲らう、とりあえず今回は取急ぎましてベイス・アップの問題だけをお願いしようといふことで、最小限度の給与体系の改訂にとどめたのであります。しかしながら一万三千五百十五円の勧告をいたします際には、この政令で定めております。特殊勤務手当の額を増額する、——これは二九ベイス以後形の上ではすえ置きになつております、實際問題といたしまして、人事院で運用の際に、ある程度幅の中で事実上上げておるものもありますが、制度上はすえ置きになつておりますので、これをその後——はかの本俸とかあるいは調整額等は上つておるわけでございますが、そういうものとの均衡をとります、額を引上げたいといふことを勧告いたしておるのであります。すなわち僻地手当等につきましても八割程度この額を増額したいといふことを勧告には申し上げておる次第であります。

○森(三)委員 では将来この僻地手当につきましても、法律でもつてやはり成文化する、法律の中に織り込みたい、こゝういふふうには承つていいですか。

○濶本府委員 予定いたしましたものは、将来御審議願いますその給与準則の法律の本文に僻地手当を一本起して、明確にいたしたいといふふうな考へております。

○森(三)委員 ただいまの給与局長の御答弁ですが、ぜひそうしていただきたい。額についても八割程度増額したいといふのが、御承知の通り離れ島とかあるいは燈台とか、そういうところでは非常に大きな犠牲を払つておる人々が多く含まれておるやうでありまして、ぜひひとつそうした点も御考慮を払つていただきたいと思ふので

〔委員長退席、植木委員長代理着席〕

それから、この一般職の職員給与に関する法律案の新旧対照表にあるのが、二十三条の本文には「職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する」とあります。それはそれでいいのですが、第二に「職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することとする」となつておるのですが、この区別をやはり百分の百、給与の全額を支給してやらなければならぬと思ふのです。期間についても、やはり三年ぐらひは全額を支給してやらなければならぬ。本来からすれば、こゝうしたところの職にあつ

て、結核のような病氣にかかつたのですから、できればお見舞金でもやらなければならぬと思ふのです。それを見舞金どころか、実際は二割も下げられてしまつて、療養にも事欠くといふやうなことになるのであります。その点についてお尋ねいたします。

○濶本府委員 ただいま御指摘の点につきましては、人事院の意見の申出におきましても、そのやり方をかえようといふことは考えておらないのであります。この二十三条の、今読み上げられました条項につきましては、従前こゝういふことを法律としておきめ願ひましては、こゝういふことではないのであつかうかといふことは、絶えず研究しなければならぬもので、今後におきましても、この百分の八十がいいか悪いかといふやうなことにつきまして、十分研究を進めて参りたいと思ひます。

○森(三)委員 現在のところではこれについて妥当であるとか妥当でないとかいふ御意見は、人事院としてはお述べになるわけには行かないわけですか。

○濶本府委員 これはこの前の国会でおきめ願つたことでございまして、人事院はその後いろいろ研究し、今後とも研究して参りますが、一応前国会の御意思といたしまして、結核性疾患にかつておるやうな、この二十三条の第二項に該当いたします者は、百分の八十を支給することが適當であるといふことを、おきめ願つた次第であります。

○森(三)委員 最後にもう一つ、やはり第二十三条ですが、「国家公務員

法第七十九條の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前五項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。」こゝなつておりました、これも年末手当とかあるいは勤勉手当等は支給されないことになつておりますね。

○濶本府委員 この五項のところではかえさずしていただきたいといふ趣旨は、従前休職者の給与が法文の上で明確でない点がございしたので、その点をはつきりしたいといふ趣旨でございます。今回あらためて、どういふ休職者にはあるいは給与をやることをやめるとか、ふやすとか、そういうことを考えておるものではございせん。

○森(三)委員 そうしますと、前五項に定める給与のほかに全然何もやつちやいけないという、余裕が何もないことになつたわけですか。

○濶本府委員 一概にそういうことではないのでございまして、たとえば二十三条の第一項には「一、年末尾に「休職の期間中、これに給与の全額を支給する。」すなわち国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して公務上負傷し、または疾病にかかつた者については、給与の全額を支給する」といふことになつております。これによつて給与の全額を支給する、こゝういふことでございまして、従来明確でなかつた規定を整備いたしました、とにかくこの二十三条の一項から五項までに掲げてあります事項を根拠にしてやろう、従いましてただいま読み上げましたように、第一項に該当いたします者には給与の全額が支給される、こゝういふことになつております。

○森(三)委員 私の質問を一応打ち切り
ます。

○植木委員長代理 それでは受田新吉
君。

○受田委員 今の森さんへの答弁に對
する関連のことについて伺いをし
たいことがあります。それは休職者、
未復員者、こういう不幸な運命になつ
ている人に対する期末手当の支給をし
ようという場合には、いかなる法的措
置をとればよいのか、年末手当に關す
る政令ですか、これからこれがはずさ
れておもうのでありますが、未復
員者あるいは休職者というようなもの
に對して、期末手当を支給しようとい
う場合の法的措置、今申し上げた年末
手当の政令あるいはそのほかどうい
う法的措置をとればよいのでありま
すか、人事院規則でも法律でも政令で
いい、どちらでもいいですから、双方
の立場から言つていただきたい。

○瀧本政府委員 ただいま森委員の御
質問にお答え申し上げましたように、
二十三条の第一項を基礎にいたします
と、給与の全額を支給するということ
になります。そうしますと公務上の疾
病あるいは教員の結核の場合、こうい
うものの場合におきましては期末手当
を支給されることになるのです。

○受田委員 支給されるのですね、年
末手当を出すのですね。

○瀧本政府委員 そのほかの場合につ
きましては、われ／＼といたしまして
は、法的措置ということにならうかと
思います。これはこの給与法を受けま
して、人事院規則でやり得る余地はな
いというふうに考へております。

○受田委員 そうすると未復員者に對
する年末手当の支給の場合の措置はど

うすればいいのでしょうか。大蔵省で
もどちらでもよろしい。

○岸本政府委員 現在の段階で未復員
者に對して年末手当を支給するという
ことは考へてないのでございます。か
りにやるといたしますと、この給与法
の附則の第三項に「未帰還職員の給与
の取扱については、この法律の規定に
かわらず、なお従前の例による。」と
ございまして、これに對します何ら
かの規定をつくるよりいたし方ない、
やはり法律事項であらうと思ひます。

○受田委員 政府はその法律案を出す
用意がない、それから附則の未復員者
の場合の規定、従前の規定の除外的規
定を設ける用意がないということであ
りますが、この休職者とか未復員者と
かいうような公務員というものは、そ
れでなくとも非常に精神的打撃を受け
ておるのです。ごくわずかの期末手当
を出して、お正月のおもち代だといつ
て病床に送つたり、その留守家族に送
つたりする、何と美しい愛情の政治で
しょう。国家予算に比べてほんとうに
微々たる、九牛の一毛ですよ。これさ
えも出す用意がないという冷たい態度
に對して、私は政府の施策の誤れるこ
とはない、だれしもと思ひます。わ
れわれはわれ／＼と同じ立場で当然健
康で働き、当然同じ条件で働すべき者
の中に、不幸にして自分の犯した罪で
はなれて、病氣にかつたり、ある
いは帰ることのできない運命になつた
人たちに、正月を控えて大事のとき
に、ごくわずかの手当を出すことで、
どんなにその人たちが家族が息を吹き
返すことだらうかと思ひます。こう
いうところが現在の政府として何と一
方的な、あまりにも平面的なやり方で

あるうかといささか悲しくなるので
すが、こういう点について、たとえば現
在の未復員者は何人あるか、それに対
して給与を幾ら出して、それに半
月分の期末手当を出すことによつて、
どれだけの予算が必要か、という資料
を研究のために出していただきたいと
思ひます。それから休職者の数がど
れくらいあり、これに對しての半月分
の期末手当がどれくらいになるか、こ
れは政治から忘れ去られようという人
たちなのです。この年越し、それでな
くても不幸この上ない環境におつて、
きょうもその人たちが集まつておるま
すが、そういう人たちに、ほんのささ
やかな贈りものによつて国の力がどれ
だけ強くなるか。道義的な国家がどう
して建設できるかと思ひます。ここ
に心を配つていただきたいということ
を私は痛切に思ひます。

そうしてもう一つ、これは主計局次
長正示さんはよく御承知であります
が、昭和二十二年七月以前にやめた公
務員とその後にやめた公務員とは、
退職の際の条件が違ふというので恩給
が半分以下になつておる、終戦後の間
題で戦争に關連しておりませんが、二
十一年、二十二年ごろにやめた人たち
の恩給というものは、それから以後や
めた人たちの恩給の半分以下という矛
盾を是正するために、去る十三国会で
不均衡是正の法律案を出して、各派共
同提案で党派を越えて通した、そうし
て十月から実施するということになつ
た、ところがそれが今日補正予算で出
ておらぬということ、議員立法を無視
するという立場とともに、時期的なず
れで不幸な運命になつておるという
人たちに對して、ほんの三億か四億の

金を出すのに汲々というところに、政
府としてどうしてそういう不用意があ
るかと思ひます。政治はすみ／＼ま
で愛情を及ぼす政治でなければならぬ
という感覚から御答弁をいただきたい
のであります。

○正示政府委員 昨日御質問をいた
だき、ただいままた重ねての御質問や
範圍が廣くなつたのでありますが、御
質問で昨日も申し上げましたように、
私どももいたしまして、ただいま受
田委員の御指摘の気の毒な境遇にあ
れる方に対しまして、政府はすべから
ず愛情を持つた行政を行うべきであ
る、御趣旨は私も非常によくわかるの
であります。われ／＼としましてはも
とよりそういう氣持を持つておらぬわ
けではないのであります。ただ昨日も
申し上げました通りに、いろいろ軍人
恩給その他の問題とも關連をいたしま
して、小さなうでございしますが、あ
ちこちにいろいろつり合ひの問題があ
るのであります。未帰還者、特別未帰
還者、休職者等につきましては、今日
やつておりますことは、その境遇にあ
られる方々には、御満足を得ておらぬ
と思ひます。政府といたしま
しては、諸般の事情から目下いろ
いろ各方面に及ぼす影響等につきま
しても検討を加えておりますことは、昨
日申し上げた通りであります。これら
に對しましての資料は、われ／＼とい
たしまして、さつ／＼と調製いたしま
して、当委員会に提出いたしたいと存
じます。なお恩給の不均衡是正の問題
でございしますが、前国会におきまして
法律の成立いたしましたことは仰せの
通りでありまして、その施行期日につ
きましては政令をもつて定めることに

なつておるのでありますが、この点に
つきましても軍人恩給等の施行とにら
み合せまして、大体において来る一月
一日から措置をとるべく、ただいま政
府部内におきまして検討を加えており
ますから、さう御了承願ひたいと思
ひます。

○受田委員 今の問題で私は既定の事
実とほかの關連して考へるというこ
とは、政治上やむを得ない場合は別で
すが、今申し上げた二つの場合は、こ
れはもうちゃんとでき上つて給与が支
給され、一般の人がベース・アップす
るという進行状況にあつたものです。
それと、一ぺんもう死んでしまつてい
るのを復活する場合とはやり方が違ふ
と思ひます。もうちゃんとベース・
アップで行つておつた国家公務員の給
与の場合と、それからまだ初めから支
給していなかつたのを新たに復活する
場合とは、感覚が違ふなければならぬ
と思ひます。現行の恩給の問題でも、現
に進行している恩給受給者ですから
ね。この人と軍人恩給のように新しく
やろうという人とは立場が違ふ。そう
いう意味から国会では各派協定であの
別表まで直して、比率までかえて約二
割四分の比率を高めた別表をつくつた
のです。そのつくられた別表の通りに
政府は補正予算を出さなければなら
ぬ。十月、おそくとも、大体一月実施
ということにきまつておるわけですか
ら。その第三四半期から実施するとい
うことになつておつて、法律で別表ま
でできておると、今から新たに審議會
の方からの答申に基いて政府がこしら
えて審議しようというものをこつち
やにして計算したのでは、これは立法
機關の權威を無視することはなはだし

い。国会でつくった法律であるから、ほかのことを考えねばならぬからと、議員などなめてしまつて、彼らのことはごまかしておけば何とかなるというので、議員立法で別表までつくった法律案を全然押えて、一月から一緒に考えようという行き方は、議員立法無視という傾向になりはしませんか。もう一つは、これだけわずかの予算であるのだから、当然法律の規定に基いた財政支出ですから、それに基いて支出するの筋じやありませんかね。ほかのことは考える必要はないと思ひます。

○正示政府委員 政府といたしましては国会のお定めになりました立法を軽しく考えていることはもとよりございません。ただ軍人恩給につきましては、御承知のように一応答申をいたしたのでありますから、非常に重要な問題でございまして、この恩給の成案をつくり出すためには、現在文官が受けております恩給に對しまして、調整を必要とするのではないかと思われるような節もあるのではないかと。そこで仰せの通り、すでに法律で定まっていることではないかとおつしやるのであります。現に文官が現在の法律によつて支給されておりますものにつきましても、あるいは調整をやむなくされるのではないかと、こういうふうな状態にあると思うのでございます。かた／＼われ／＼といたしましては、これらの問題をあわせて一月からかりに実施するということになりますれば、御承知のように施行期日は四月でございまして、来年度の予算に計上してさしつかえないわけでございますので、今回の補正予算にもこれを計上せず、来年度の予算において措置をい

たしたい、こういうことに考えている次第であります。

○受田委員 これはちよつと私解せんのです。審議会の答申をあわせ検討しているというのですが、もう法律に基いた財政支出をする場合に、たとへば、十一月、十二月の三箇月であつてもそれは当然一べん出して、その後今度は一月から新しく考え直すというの筋が通るのですが、一月から原則として支給するような法律ができてゐるのを無視して、今度一月からのにあわせて考えるというやり方は筋が通らぬですね。筋が通らぬ理由として、法律で一度別表がつくつてゐるのに、また幾ら予算があるというものはつきりわかつてゐるのを、十月から十一月、十二月の三箇月をついて三億四億出せば済むことを、うるさいから、あとから計算がめんどうになる、ほかのとつり合ひがあるからというところで一月に延ばすということは、この法律を初めからつくらないのと同じことになりはしませんか。十三国会でせつかくつくつた法律は、軍人恩給の復活とかなんとかいう問題とは別にして、二十二年以前の公務員は非常に不均衡であるからこれを是正しようというのを考えてつくつたのであつて、軍人恩給とあわせて考えるのだつたら六月につくつておつたはずなのです。そういうものと一緒に考えるということは、従来の公務員の低率の恩給を是正しようという国会側の意向だつたそれを尊重したことにならぬのです。そこを十分つづ込んでいた方がいいのです。

○正示政府委員 手数がめんどうだからとか、そういうつまらない理由ではないのであります。受田委員よく御承知の通りに、あの法律は施行期日は政令をもつて定めるといふことでございまして、当時私はこの方に關係いたしてはおりましたが、当時の關係者からよく引継ぎを受けてゐるわけでありまして、これは政令をもつて来年の一月一日から施行するということになりまして、もうさしつかえないように法律は定まつてゐるものと了承いたしてゐるものであります。われ／＼としましてはもとより国会の定められたところを、十全に尊重して参るといふことはもとよりでございます。たび／＼申し上げましたように来年の一月からできるだけ早くこれを施行できますように目下準備をいたしてゐる次第であります。

○受田委員 正示さんのお答えでは一月からおそくともという方に重点を置いて考へておられるのですが、あの法律では原則として十月から実施するようになつてゐるわけであつたので、おそくとも一月支給。だから一月になる場合は最悪の場合で、とにかく十月から実施という原則の法律なんです。従つて十月から実施するのが原則なんです。それを一月という、いよいよ万やむを得ないときにも一月ということの方になつてをとりたては非常な心外なので、本則を重視する方をしていただきたといふ私は思ふのです。それから十、十一、十二とベイス・アップが公務員になされる以上は——従来の慣例として従来の公務員の退職恩給についても、その比率にことさらベイス・アップを考慮したのは、過去二回ともそういう慣例でやつて来た、これはやらなければならぬといふことはないけれども、慣例として二回のベ

ス・アップで従来の退職公務員と新しい退職者とのバランスをとるために二回ともアップしてゐるのですが、そのベイス・アップも今回はやはり従来の退職公務員の人たちにはベイス・アップがされてゐないので、予算に組んでない。これはすでに二回とも過去にやつてゐるのですが、今度こそ政府はその用意をあわせてゐるかといふと、忘れてゐるのですが、やはりこれは愛が薄れてゐるのじやないか。その点において忘れられてゐるのか、それとも故意にやつたのか。そこをひとつ……。

○岸本政府委員 不均衡是正の問題と離れまして、一般の恩給受給者のベイス・アップの問題でございまして、これは政府として故意に忘れたという性格のものではもちろんないのでございまして。御承知のように三千七百円ベイスまでは旧ベイスに長いことすえ置かれておりましたが、その時期は若干ずれてはございます。六三ベイスのときもやはり給与ベイスが六三ベイスになつてから一年くらい置かれて切りかへられた。その後八千円ベイス、一万円ベイス、これは大体ベイスと合せて参つております。このように恩給受給者のベイスを引上げることには努力はいたしてゐるつもりであります。今回のベイス改訂に伴ひましてどういふ処置をとるか、いろいろ検討いたしたわけでございますが、先ほど正示政府委員からお話がございましたように、軍人恩給の復活という問題がやはりそこに割り込んで参つてゐるわけでありまして、一般の文官の立場に立つて見れば、これは当然の権利だからいいじやないかといふことも言えると思ひますが、

軍人側の立場としますれば当然昔の既得権は復活するのだ、こういう考えを持つております。自分たちは一つももらえない、しかも一般の者はもらつてゐるものがアップするのはおかしいじやないか、こういう感情も一方にあることを考えなければならぬのじやないか。そうした振舞ひ合いを考へまして、今後軍人恩給を復活するときに歩調を合せてベイス・アップをやつて行きたい。こういうように軍人恩給を復活するようになりまして、文官恩給に對して若干の調整措置が必要ではないか、必要が出て来るのではないかと考えてゐるわけでございます。そうした面を総合的に検討いたしまして、来年の一月ごろから何とか努力いたしたい、かように考へてゐるわけでありまして。

○受田委員 これは感覚の問題として非常に重大な問題でありますから、軽く取扱ひわけに行かないので、もう一度確かめておきたいのです。従来の軍人恩給者のベイス・アップもやらない。その比率で当然法律をつくつたが、不均衡は正もやらない、それから未復員者の年末手当も出さなければ、ベイス・アップもやらないのだ、もしそういう感覚があることを——ことに私は故意に軍人恩給復活に反對するものでもない。国家公務に從事したところの軍人恩給復活には当然賛意を表しておりますが、まだ未来の問題である場合に、現在進行しておる問題をほおつて、未来の問題とあわせてものを考へるといふこの考え方は、政治の常識として、現実を無視した、あまりにも卑怯なやり方だと思ふのです。第一、目の前にぶら下つておる、先に処理しなければならぬ問題があるのに、それ

をほおつて——軍人恩給の復活が政治情勢によつて将来遅れた場合にはどういふことになるか、そうなたらこれはいくらでも遅れて来るのだから、それまでは現在進行しておる形で續けて行つて、軍人恩給の復活を待つた方がいいのではないか、それを軍人恩給の復活一本を理由に考へておることが今はつきりしたので、これは私はたいへん残念だと思ふのです。そういうようなやり方であるならば、議員立法なんというのには——何のために六月にあの法律をつくつたのか、各派共同提案で、軍人恩給と別個に急いでやつた理由は、十月からすぐ実施せよ、国会の意思はそうであつたのであります。その意思が国会の解散によつて無視されたといふことは非常に残念であります。結論から言へば、国会で法律をつくつてくれたが、われわれは軍人恩給の復活まで国会の意思を無視してそれをほおつておくのです、結果はそういうことになるのです。こういうことをはつきり内閣の責任者として御答弁くださいたいのであります。

○菅野政府委員 内閣の方からお答えいたします。まず不均衡は正の問題でございますが、これは法文上から言いますと、立法者の意思としても、最悪の場合には一月一日からよろしいといふようにとれるのであります。もちろんあれをつくりました十三国会のときの質疑応答等を見ますれば、できれば十月から実施するように努力すると政府委員も答へておるのでございまして、一部には十月からの実施はもう既定の事実のごとく考へられた方がございまして、これは無理からぬことであると思ふのでございまして、ただ率直

にあの条文を読みますと、一月一日からでも法律違反にはならない、それを予想したような書き方になつております。それからベース・アップの問題でございまして、仰せのように前回二回までは一般公務員と同時にベース・アップをいたしておりましたが、その前は相対の期間、長いときには一年くらいたつてからベース・アップした例もございまして、すでに二回も一緒にやつたのであるから、今回は当然やるだらうといふことを予期しておられた人も多しと思ひます。ただいま大蔵省の方から申し上げました理由も、もちろんその一つでございまして、要するにこの問題はみんなのところは相当がまんをしていただくから、この辺は少しがまんでいただくといふこと以外にはあまり理由はございませぬ。この不均衡は正の問題にいたしましても、法律違反をするといふことは絶対にできませんから、法律でもつて許されている限度までがまんしていただく、それが一月一日実施ということになります。またこのベース・アップも過去においては一年も半年も延びたこともありますが、今回二月くらいあるいはがまんしていただくといふことになるのでございまして、これもひとつがまんしていただきたい。

軍人恩給の点がいろいろ問題になるのであります。また軍人恩給の方から言いますと、あれは本年の四月二十八日には当然復活すべきものであります。それを一年間も審議会にかけて延ばしてもらつておるようになる人もたくさんございまして、これはまた理論的にも正しいと思ひます。占領期間中は最高司令官の命令でもつてとめておりましたけれども、平和を回復した以後は即日実施しなければならぬものであります。従つてこれは未来の問題ではなくして、すでに受けべきものを受けなといふふうにとつておる人も多しのでございまして、しかもこの審議会の答申をそのまま実施するにいたしまして、相当の不利益になつております。従ひまして一般文官等の関係からいひましても、調整を行わなければならぬようになるのではないかといいこともあるのでございまして、こういうふうな、現在受けておる人も、当然受けべきものを押えられておる人も、すべてが不満足のような状態になつておりますので、ひとつこゝでしばらくごしんぼう願ひたい。不均衡は正については三箇月、ベース・アップについては二箇月くらいになります。そういうところをがまんしていただく、これ以外には理由はないのでございまして、理論的におつしやられますと、今お話があつた通りでございまして、そういうふうな事情でございまして、こゝしばらくお待ちを願ひたいということをお願いいたします。

○植木委員長代理 池田頼治君。○池田(頼)委員 私はず、先ほどから政府当局の御説明あるいはまた施方針に現れた政府のお考え、あるいは各委員会等の考へ方を合せまして、御出席の方に御質問いたしたいと思ひます。実は私は通告申し上げておらなかつたので何であります。総理大臣の出席を求めたいと思つております。これはいづれあらためて正式に要求したいと思つておりますが、本日のところは間に合いませんので、まず私の考へ方を申し上げておきたいと思ひます。私は実は今日の状態を見ておりますと、これははなはだ憂慮にたえない事態であると思つております。御承知のように民間におきましては、電産、炭のストライキがまことに長期にわたつて行われておる、これは実に事態容易ならぬものであります。これはあなた方どの程度お考えがあるかわかりませんが、私らみずから飯山に生れ、飯山に育つて参りました者から見ると、今日の炭のストライキというものは、非常に恐るべきものを包蔵しておる。また御承知のようにベース・アップをめぐるしまして、全公務員、企業体の職員といふものは、全国的に非常に大きな期待と努力をもつてこの要求を完徹しようとしておる。率直に言いますならば、私は一万六千八百円を要求されておる現実は必ずしも不当なりとは思ひません。ただわれわれは、現実の国家財政、わが国の置かれておる環境などを総合的に大きく考へまして、やはりこれらの要求する額に對しては、現実に即応するところの事態において、そういう人たちに隠微自重を望まなければならぬといふことも考へまして、われわれは一つの妥協なる線を出そうとすることに非常なる苦慮をいたしておるものであります。しかるに政府のお出しになつておる案と案と、人事院の勧告になつておる案と案と、どうしてそういう程度のもので出されなかつたかといふことに非常に大きな不満を持つのみならず、およそ政治を志す人々、行政に携わる人々の心根というものをまず私は疑ひたい。一

全体政府の皆さん方は、今日の事態をどのようにお考へになつておるか、まずそれから私は伺ひたいのであります。○菅野政府委員 お答え申し上げます。お話のごとく現下の状況はまことに容易ならぬものがございまして、政府も重大な関心をもちつてこの二大ストの早期解決のために努力いたしてゐる次第でございまして、従つて等閑視しておるつもりはございません。また公務員あるいは公社の職員の、給与を政府案よりかまつと上げてほしいという要望もよく承知しております。そのために各種の運動がなされておることも承知しておりますので、国会の段階に來ておりますので、国会の御審議にゆだねておるような次第でございまして、政府の意図のあるところは機会あるごとに申し上げておる通りでございまして、

○池田(頼)委員 そういう事態といふものを、表面上の形式でなく、ほんとうにお考へであるならば、大蔵当局といたしましてもあるいは内閣といたしまして、私はこの程度のものをおめしなはずはないと思ふ。それはなぜかといへば、国家財政の見地からいひまして非常に困難な事態だといふことを力説されるのであります。かつ、私が恐れることは、今日ほうはいとして台頭いたしております、ベース・アップをめぐるまことにこの俗に申します賃上げ闘争といふものの波は、今日以上に放置して、かつまたこれをこのままにいたしておきますことは、私は非常に恐るべき事態を招来すると思ふ。そういう点から考へますならば、人事院の勧告の案といふものは、政府は

ました、法の精神から法の命ずるところによつても、私は政府の方に検討の権利があり、それから最後は国会がきめるという建前になつておるのでございまして、もしかりにこれを司法権の裁判判決のごとく、当然これを束縛するといふものならば、あるいはこれを採用しないことは法律を守らないことになるといふことが、一方においては公務員の立場に立つて、かくあるべき給与の額を勧告する。しかしそれは財政とかその他の点は何も考えておらない。そこで政府が財政上の考慮もして、これに検討を加えて実施案を出す。それがたまたま同じであれば、国会はそのままでよろしうございしますが、違つた場合には、これを決定するのは国権の最高機関であるところの国会であるといふふうにしておるのが、国家公務員法の建前であると思ひます。勧告よりもつと強い束縛力のある、つまり予算上資金上可能ならば、当然政府並びに職員を拘束するところの仲裁裁定でも、予算上資金上不可能の場合には国会に出しまして、国会が最後の判決をするという建前をとつております。つまり仲裁委員会とかあるいは人事院とか、こういう半独立的な機関が、いろいろな勧告、裁定というやうなものを行ひましても、そこは財政的の考慮をむしろ考へないのが当然な責務でありまして、これを国家財政が幾ら／＼しかないから、これくらいのところではいいかげんな数字を出さう。これでは独立機関であるところの人事院の使命が達せられないのであります。従ひまして、これは財政上の問題とどう兼ね合いをつけるかが、国家公務員法の建前として政府に検討の余

地を与え、それを最後に決定するのが国会である、こういう仕組みになつておるようになつておるものであります。従ひまして、勧告案について十分尊重しながらも、その額が下まつたからといつて、国家公務員法というものを踏みにじつておるとか、守らないといふことにはならない、かように考へる次第でございしますが、間違つておりますかどうか、そういうふうになつておる次第であります。

○池田(補)委員 どうも公務員法や、そういうもののABCから入つた感じがありませんが、私はどうもその点が了解できないのです。菅野官房副長官はそういうふうにお答えになつておるが、しかし国家公務員法においてはこれに罷業権を与えておらぬ。これは公共企業体関係にまじり、けれども公共企業体関係においては団体交渉権といふものは確立しておる。およそ日本の労働運動の時代悲劇といふものは、終戦まで、いわゆる労働階級に対する立法といふものはなかつたのです。これは世界にいまだかつて類を見ざるころの、最も封建的な国家の状態が日本において行われた。日本におきましては、この敗戦の結果といひながら、われ／＼が得たるものは、初めて労働者に団体交渉権が認められ、罷業権が認められ、労働権といふものが確立されたといふことである。これは大きなデモクラシーの原理を確立したものであります。私は思つておる。かんじんかなめな罷業権あるいはさらにその罷業権よりもつと幼稚である団体交渉権も確立されておらない公務員の状態において、私は、その人事院の勧告といふものを政府が尊重はするけれども、国

家財政の見地から顧みて、これはさう参らぬのである、それは決して公労法を蹂躪するものにあらず、また違法にあらずといふお考え方は、これは私は根本的に間違ひであると思ふ。こういう団体交渉権も認められておらず確立されておらず、罷業権も持つておらないといふ人々の要求といふものは、これは人事院がたといふ財政のいかにを顧みず、独自の見地において立案されたものといへども、私は高く尊重されなければならぬと思ふ。ちやうどこれは司法権のように、確立しておらぬにしても、それは實際上の社会におきまして通念としては、最も最高度に權威を持ち、かつ尊重されなければならぬと思ふ。この考え方は、政府の考え方と私はたいへん意見の対立を來すものであります。その点はいかにようにお考えであるかを、さらに伺ひたいのであります。

○菅野政府委員 社会通念とかさういふ点になりますと、また違つた見解が出ると思ひますが、ただいま申し上げておりますのは、あくまで法律上の問題でございします。法律上は、もし池田委員のおつしやるように、裁判所の判決のごとく、これがすべてのものを拘束するといふならば、勧告という制度はおそらくつくられぬと思ひます。当然これは国会の審議もいらない、人事院がきめて、そしてそれを政府は予算を組む義務がある、こういうやうなことになるのではないと思ひますが、公務員法上法律にもしない、勧告という制度をつくりまして、そして政府と両院の議長にあつて勧告をすることにまつております。これはどうしても財政上の考慮をしていない。つまりかくあるべき数字の勧告であるから、これに財政的の考慮を加えて、そして実施案をつくりつて、最後は国会がきめる、こういうことになつておるのじやないかと思ふのでございします。なるほど団体交渉権なり罷業権なりはあります。しかしながら、これは日本だけの特有のことではなく、すべての外国の例から見ましても、国家公務員に罷業権を与えておるといふところは、寡聞にして聞いておりません。そのかわりに、人事院という制度が、日本においてはや完全な形でもつて行われておるのでございまして、その趣旨からいふと、その勧告は、もちろんこれは財政も許し、それから政府もこれをやろうといふ気持でもつて実施に移すのが理想な形でありまして、その財政考慮等を入れて、遺憾ながらこれをそのまま実施することができないという場合に、政府がこれより下まつたものを出した場合に、国家公務員法を踏みこむものであるといふふうには、どうしても考えられないのでございします。この点はまことに残念でございしますが、見解が違つておるようになつて存する次第であります。

○池田(補)委員 公務員法に対する解釈なり、あるいは勧告の精神といふものに對する解釈については、またいづれあらためて所見を伺ひたいと思つておりますが、かえまして、官房副長官は先ほど、絶対に政府原案をかへないといふ切れない。国権の最高機関の審議にまつといふお答えでございします。それは財政当局とも打合せの上のお話でございしますか。

○菅野政府委員 政府といたしましては、政府の案を出している以上、この

原案の通過を熱望していることは当然でございします。しかしこの案が不幸にして修正された場合におきましては、不幸と言つては何でございします。修正された場合におきましては、政府もこれを守るのは法律でございします。しかしながらこれは法律だけの問題でございしませんから、もちろん予算の方とも関連があることは当然でございまして、私どもの方ではこれを修正しようと思ひたいとかどうか、そういうふうな意思は申し上げたつもりではないのでございします。

○池田(補)委員 大蔵当局にお伺ひしますが、菅野官房副長官によりまして、不幸にしてと言ひますが、われわれは不幸でなくして、実は修正の案を用意したしておるのであります。われわれはむしろ政府案を不幸にして直さざるを得ないやうな環境にあるのでありまして、われ／＼は現に修正案を用意しておるのであります。その場合あなた方は、これに對してどういふふうなお考えを持つておるか。たとへば、あくまでも原案を通しにしたいといふことは言ふまでもないでしようが、やはり国会がこれを議決した以上は、あなた方はそれに対して、これをただちに実行するところの用意を持つておるか。この点をひとつ承りたい。

○正示政府委員 お答えを申し上げます。建前として、国会が御修正の権限をお持ちであることは申すまでもございしません。ただ財政の当局者としては、たゞ／＼先ほどはかの委員の御質問に對して申し上げたのであります。人事院の勧告には、非常に人事院とし

ての御見解は十分盛られておりますが、財政はまたさらに広い点から、いろいろと諸般の關係を考慮しなければならぬことは、先ほど申し上げた通りであります。

〔植木委員長代理退席、丹羽委員長代理出席〕

われ／＼といったしましては、目下のところ税金の立場あるいは諸般の鉄道運賃その他の料金、また地方財政の立場、その他国家財政の歳出の状況等から考えまして、今日のところでは修正の余地は一応財政当局としてはないものと考えております。国会がこれに對して御修正の権限をお持ちになつておるといふことにつきましては、もとよりわれ／＼としては何らの疑いを持つておるものではございません。

○池田（議）委員 現在のところは財源がないといふことを言われておりますが、これはつづ込んだ言い方かも知れませんが、われ／＼は幾つもの案を用意しております。あなたの方の腰だめとして、まず人事院勧告程度の案であるならば、これはそう大した違いがないのでありますから、それならばすぐでも国会が修正をしたならば、補正予算をさらに組みかえる、あるいは修正できる、こういうことはお考になつておりますか、おりませんか。

○正示政府委員 少し計数を申し上げて恐縮でございますが、人事院の勧告が完全に実施される場合、すつとわち勧告は五月にさかのぼりまして三割強の引上げでございます。なお合せまして、公共企業体の裁定が完全に実施される場合、すなわち八月にさかのぼつて実施される場合の数字のことを多少申し上げたいと思つております。一

般会計におきまして、五月から人事院の勧告を実施いたします場合には三百二十億四千七百万円でございます。これに對しまして政府案、すなわち十一月から二割程度の引上げという案でございますが、これは御承知のように百二十八億五千四百万円、その差は百九十一億九千三百万円ということになります。特別会計におきまして、同じく人事院勧告をそのまま実施いたしますと、二百九十九億八千五百万円、これに對して政府案は八十億七千七百万円でございますから、その差は百二十九億八百万円、地方公務員に對しまして、やはり人事院勧告によりまして六百七十九億二千六百万円、これに對して政府案は二百七十五億八千二百万円でございますから、その差は四百三十三億四千四百万円ということになります。なお御参考までに、国鉄でございますと、裁定を八月から実施いたしますと百四十八億三千三百万円、政府案は百七億六千八百百万円でございますから、その差はや

り四十億六千三百万円ということになつております。これらを合せ、その他専売も合せまして、一応全体で申し上げますと、勧告裁定の完全実施のためには、千三百六十九億一千九百万円の金がいるのであります。政府は五百九十九億六千六百万円ということになりまして、その差は七百六十九億五千三百万円となつておるのであります。目下のところ、われ／＼といひましては政府案が精一ぱいでございます。人事院の勧告なり裁定をそのまま実施いたすことは、とうていできないものと考えております。

○池田（議）委員 次に一般職の給与に關します各号俸のカープの問題で、一番多いところの四級から八級というような人々が非常に多い、こういうものをいじるときには、たとえば下の方に厚くして、上の方を薄くするということが政治の原理である。われ／＼はこういう一つの考え方を持つておるわけでありまして、この人事院の案あるいは政府の案をいじることになります。どうか、その点をひとつ伺いたい。

○植木政府委員 どういうふうにいじるかといふことでございますが、人事院といひましてこのカープをつくり出す際には、公務における職務の困難、複雑の程度あるいは責任の程度、それと同程度のものを民間において調べまして、そしてカープを合せております。従ひましてこれは人事院の立場としては、いじりようがないのではなからうかといふふうに考へておる次第です。たとへば通し号俸で一号から五号あたりはまだ、低くなるのでござい

ましては、十八歳者の単身青年、この標準生計だけは確保しようといふことで、この点は五号のところを四千七百円に押えております。こういうことによりまして、現在の俸給表における五号あたりに比べますと、約二〇％程度上つておるのであります。そういうふうにして標準生計費を押えるといふことで下を上げました。そしてそれをバランスをとります。若千俸給の間差等が適当になりますように、この民間給与調査と標準生計費とを突き合せて、こういうことでございまして、これをある意図をもちまして上の方を低くすると高くするとかいうようなことは、なか／＼やりがたいのではなからうかといふふうに考へます。

○池田（議）委員 大体私は本日はこの程度で終わりますが、総括いたしました。私がいままで伺つた答弁の中で、財政上の見地あるいは人事院勧告の趣旨、そういうものをよし百歩譲つて政府のお考えの通りであつたとしても、私は今日の段階においては、国内の不安、今日の労働階級あるいは国家公務員の窮迫しておる生活の実態といふことの方が、より大きな現象を日本の政治の上に、国民生活の上に現わしておると思つておる。従ひまして私は財政上の見地といふよりも、さらにもつと大きな国の政治という観点から、現在のごとく不安な、動揺している社会を安定せしめ、そして公務員をして国民の公僕として仕えることのできるような道を講ずることが、政治の原理でなければならぬ。私もほかのように思つておるのであります。私どもはかようにこの点はあらためて政治的な見地から、政府の所見のほどをただしたいと思つております。

○丹羽委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明十三日午後一時より開会し、質疑を続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十九分散会